

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に当そ
日は、
がと
日休
する

目次

◇規則

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金

貸付規則の一部を改正する規則(中小企業課)

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則(労政・能力開発課)

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)

鳥取県会計規則の一部を改正する規則(会計課)

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(会計課)

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則(交通企画課)

◆鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の
公布された規則のあらまし

◆鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の

一部を改正する規則

一 鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部改正(第一条関係)

1 県が金融機関に対し貸し付ける資金の額を、当該金融機関が中小企業に対して設備の設置等に必要な資金として貸し付けている額の二分の一(現行三分の一)の額以下に引き上げることとした。

2 県が金融機関に対して貸し付ける場合に、金融機関が中小企業者に貸し付ける際付させる貸付条件のうち、中小企業者が労務管理の改善のための設備を設置する事業に対する貸付金の限度額を、三千万円(現行五百万円)又は設備の設置に必要な資金の三分の一以内のいずれか低い額に引き上げることとした。

二 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正(第二条関係)

県が金融機関に対して貸し付ける資金の額を、当該金融機関が中小企業者に対して長期運転資金として貸し付けている額の二分の一(現行五分の一)の額以下に引き上げることとした。

三 施行期日等

1 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◆鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

一 県立高等技術専門校への入校願書提出時に要する健康診断書の提出時期を、

入校決定通知書を受けて五日以内とすることとした。(第六条、第九条関係)

二 県立高等技術専門校の冬季休業日の開始日を十二月二十八日(現行十一月二十九日)とすることとした。(第四条関係)

三 この規則は、公布の日から施行し、一は、平成九年度以降の入校の許可の申請者から適用することとした。

◆鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

一 次の手数料の額を新たに定めることとした。(別表関係)

1 旅行業更新登録申請手数料 一万五千円

2 旅行業変更登録申請手数料 九千八百円

二 行政書士試験手数料等五十三件について、地方公共団体手数料令の最高限度額の引き上げ額と同額の引き上げを行うこととした。(別表関係)

三 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

一 出納局の出納員に充てる職を用度課長から審査課長に改めることとした。

(第五条関係)

二 鳥取県立消費生活センターを廻に指定し、その出納員は同センターの次長をもつて充てることとした。(別表第一関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

一 東京事務所が保管する自動車の燃料費並びに東京事務所及び大阪事務所に設置する電話並びに総務課が管理する公衆電話の料金の支払に関する事務を鳥取

県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務から除くこととした。

二 1 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

一 会計課から審査係、出納係及び指導決算係を移管して審査課を新設するとともに、用度課を廃止し、用度係として会計課に置くこととした。(第二条関係)

二 審査課の分掌事務を定めるとともに、会計課の分掌事務について、用度係の

事務を加える等所要の改正を行うこととした。(第三条関係)

三 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

◇道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則

一 道路上において工事をしようとする者等が受けなければならない道路の使用的許可の申請に係る手数料の額を一件につき二千三百円(現行 二千百円)に引き上げることとした。

二 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

三 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十二号

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

(鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部改正)

第一条 鳥取県中小企業設備資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「三分の一」を「二分の一」に改める。

別表貸付金の限度額の欄中「五百万円」を「三千万円」に改め、同表貸付利率の欄

中

年七・五パーセント以内

を

市中金利の動向等を
勘案して知事が別に
定める率以内（変動
金利）

に改める。

（鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正）
第二条 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則（昭和四十一年四月鳥取県規則第十号）
の一部を次のように改正する。

第四条中「五分の一」を「三分の一」に改める。

第五条第四号中「年九・五パーセント以内」を「市中金利の動向等を勘案して知事
が別に定める率以内（変動金利）」に改める。

附 則

1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（別表貸付金の限度額の欄の改正規定を除く。）による改正後の鳥取
県中小企業設備資金貸付規則別表の規定及び第二条の規定による改正後の鳥取県中小

企業経営健全化資金貸付規則第五条の規定は、この規則の施行の際現に金融機関から
資金の貸付けを受けている者が平成八年四月一日から同年九月三十日までの間に当該
金融機関と貸付金利の変更に係る契約を締結した貸付け及び施行日以後に新たに受け
る資金の貸付けについて適用する。

平成八年三月二十六日

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十三号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門校規則（昭和四十五年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のよ
うに改正する。

第四条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第五号中「十二月一十九日」
を「十二月二十八日」に改める。

第六条中「健康診断書その他の」を削る。

第九条の見出しを「（入校手続）」に改め、同条第一項中「誓約書（様式第二号）」の
下に「及び健康診断書」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第六条及び第九条の規定は、平成九年度
以降の入校の許可の申請者から適用する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十四号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「六千六百円」を「六千九百円」に改め、同表第三十八号の三から第二十八号の七までの規定中「三万円」を「三万三千円」に改め、同表第三十八号の八中「四万千円」を「四万三千円」に改め、同表第七十八号中「九万七千円」を「十二万円」に改め、同表第七十九号中「九万千円」を「十万円」に改め、同表第八十号中「七万三千円」を「七万六千円」に改め、同表第八十号の二中「六万六千円」を「六万九千円」に改め、同表第八十号の三中「九万五千円」を「九万五千円」に改め、同表第八十号の四中「八万五千円」を「八万九千円」に改め、同表第八十号の五中「六万五千円」を「六万七千円」に改め、同表第八十号の六中「八万二千円」を「八万七千円」に改め、同表第八十号の八中「六万七千円」を「七万三千円」を「七万六千円」に改め、同表第八十号の九中「九万三千円」を「九万八千円」に改め、同表第八十号の十中「八万六千円」を「八万九千円」に改め、同表第八十号の十一中「六万五千円」を「六万八千円」に改め、同表第八十号の十二中「八万三千円」を「九万円」に改め、同表第八十号的十三中「九万七千円」を「十二万円」に改め、同表第八十号的十四中「九万千円」を「十一万円」に改め、同表第八十号的十五中「三万三千円」を「三万九千円」に改め、同表第九十五号的二中「七万五千円」を「七万八千円」に改め、同表第九十五号的三及び第九十五号的四中「七千五百円」を「七千八百円」に改め、同表第九十五号的五中「五万六千円」を「五万九千円」に改め、同表第一百四十一号的六及び第一百四十一号的七中「一千三百円」を「一千四百円」に改め、同表第一百六十三号的五中「五千九百円」を「五千四百円」に改め、同表第一百四十一号的五中「六千二百円」に改め、同表第一百六十三号的六中「一万二千円」を「一千六百円」に改め、同表第一百六十三号的八中「二千二百円」に改め、同表第一百六十三号的七中「二千七百円」を「三千四百円」に改め、同表第一百六十三号的八中「二千二百円」に改め、同表第一百六十三号的九中「三万三千円」を「三万四千円」に改め、「三千五百円」を「五千二百円」に、「五千二百円」を「五千四百円」に改め、同表第一百七十八号の十の次に次の二号を加える。

百七十八の十一 旅行業更新登録申請手数料 一万五千円
百七十八の十二 旅行業変更登録申請手数料 九千八百円

別表第一百八十九号中「十五万円」を「十六万円」に改め、同表第一百九十号中「十五万円」を「十七万円」に改め、同表第一百九十一号から第一百九十三号の五までの規定中「十五万円」を「十六万円」に改め、同表第一百九十四号の三中「三万四千円」を「三万六千円」に改め、同表第一百九十四号の四中「七千円」を「七千五百円」に改め、同表第一百九十四号の五及び第一百九十四号の六中「三千五百円」を「四千円」に改め、同表第二百四号中「千五百円」を「千九百円」に改め、同表第二百五号及び第一百七号中「千三百円」を「千七百円」に改める。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十五号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「用度課長」を「審査課長」に改める。

第一百六十条に見出しとして「(帳簿の備付け等)」を付し、同条第一項各号を次のように改める。

一 出納長 有価証券保管簿 (様式第四十三号)

二 出納長及び出納員 現金 (証券) 領収証書用紙及び現金 (証券) 引継簿、現金出納簿及び有価証券出納簿 (様式第四十三号の二)

三 分任出納員 現金出納簿

四 資金前渡出納員 現金出納簿及び前渡資金出納整理簿 (様式第四十四号)

五 指定金融機関 郵便振替払込金受払整理簿

別表第一中
鳥取県衛生研究所
総務課長

鳥取県立消費生活セ
鳥取県衛生研究所
総務課長

に改める。

ンター	総務課長
次長	

様式目次五の項中「様式第四十三号」
有価証券保管簿を
有価証券保管簿に、「帳簿検査済印」を「検査済印」に改める。

様式第十六号及び様式第二十四号中「殿」を「様」に改め、

副出納長	記入欄
	会計課

様式第43号 (第160条関係)

種別	記号 番号	取得年月日	担当課	割印		
				額面 金額	¥	(出納長)
期間	年 月 日から 年 月 日まで	利息等受入 到来年月日		年 月 日		
受入年月日	年 月 日	返戻年月日		年 月 日		
記事						

備考 1 記事欄には、元金受入れ、利息受入れ等の状況を記入する。
2 保管完了後は、係員の割印をし、右上角を切り取る。

様式第四十三号の次に次の二様式を加える。

長	課長補佐	合議	主査

様式四十一号中「(第21条関係)」を「(第21条、第160条関係)」に、「(出納長及出納員)」を「(出納長及び出納員)」に改める。

様式第四十三号を次のように改める。

を削る。

様式第43号の2(第160条関係)

有価証券出納簿

(出納長及び出納員)

納付書番号	年月日	摘要	受	払	残	納入者住所氏名	備考

備考 この帳簿には、月計及び累計を付する。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県規則第十六号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「並びに東京事務所が保管する自動車の燃料費」を削り、同条第四号中「東京事務所及び大阪事務所並びに」及び「並びに総務課が管理する公衆電話」を削る。

附 則

1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則第二条第二号及び第四号に掲げる事務で平成七年度の歳入及び歳出に係るものについては、この規則による改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県規則第十七号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県出納局設置規則の一部を改正する規則

鳥取県出納局設置規則(昭和四十九年七月鳥取県規則第五十四号)の一部を次のように

鳥取県知事 西 尾 邑 次

に改正する。

第一条の表会計課の項中「・出納係・審査係・指導決算係」を削り、「電算管理係」の下に「・用度係」を加え、同表用度課の項を次のように改める。

審査課	審査係・出納係・指導決算係
-----	---------------

第三条を次のように改める。

(各課の分掌事務)

第三条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

会計課

- 一 出納長の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - イ 現金の出納（給与に係るものに限る。）に関すること。
 - ロ 物品（基金に属する動産を含む。以下同じ。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。
 - ハ 現金（給与に係るものに限る。）及び物品の記録管理に関すること。
 - ニ 支出負担行為（給与及び物品に係るものに限る。）に関する確認に関すること。
 - ホ 支出官及び歳入徵収官の事務に関すること。
 - ヘ その他出納長の権限に属する会計事務（給与及び物品に係るものに限る。）に関すること。
- 二 知事の権限に属する財務の事務のうち次に掲げるもの
 - イ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二に規定する職員の賠償責任に係る事務に関すること。
 - ロ 会計（給与及び物品に係るものに限る。）の監督に関すること。
 - ハ 収入証紙に関すること。
- ホ 給与の支給手続に関すること。

ヘ 財務会計オンラインシステムに関する」と。

ト 物品の取得、管理及び処分に関する」と。

チ 競争入札（建設工事及び測量設計に係るものに限る。）に参加する者に必要な資格の決定に関する」と。

審査課

一 出納長の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

イ 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納（給与に係るものに限る。）及び保管に関すること。

ロ 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること。

ハ 現金（給与に係るものに限る。）及び財産（物品を除く。）の記録管理に関すること。

ニ 支出負担行為（給与及び物品に係るものに限る。）に関する確認に関すること。

ホ 決算の調製に関すること。

ヘ 指定金融機関等の検査に関すること。

ト その他出納長の権限に属する会計事務（給与及び物品に係るものに限る。）に関すること。

二 知事の権限に属する財務の事務のうち次に掲げるもの

- イ 決算に関すること。
- ロ 会計（給与及び物品に係るものに限る。）の監督に関すること。
- ハ この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十八号

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則（昭和三十五年十二月鳥取県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「一千百円」を「二千三百円」に改める。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。